### 住宅宿泊事業者の責務

# 法第5条 宿泊者の衛生の確保(省令117号、ガイドライン(法5条関係)) □ 居室の床面積を宿泊者1人当たり3.3㎡以上確保すること □ 定期的な清掃及び換気を行うこと。 法第6条 宿泊者の安全の確保(省令65号第1条、ガイドライン(法6条関係)) □ 避難経路を掲示すること。 □ 平成29年国土交通省告示第1109号に基づき必要な措置を講じること。 ※ 民泊制度ポータルサイトに掲載の「民泊の安全措置の手引き」を参照。 法第7条 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保(省令65号第2条、ガイドライン(法 7条関係)) 外国語を用いて、以下の事項を明確にしておくこと。 □ 設備の使用方法の案内 □ 移動のための交通手段に関する情報 □ 火災、地震その他の災害発生時の通報連絡先 □ その他、快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置 法第8条 宿泊者名簿の備付け等(省令2号第7条、ガイドライン(法8条関係)) □ 宿泊者名簿には、宿泊者の氏名、住所、職業、宿泊日のほか、宿泊者が外国人である場合は、そ の国籍及び旅券番号を記載し、作成の日から3年間保存すること。 □ 宿泊者名簿は、宿泊行為の開始までに宿泊者それぞれについて本人確認を行った上で作成するこ とがガイドラインにより求められている。なお、その方法として、対面による方法又は対面と同 等の方法(情報通信技術を活用した画像により確認する方法)とされている。 法第9条 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明(省令2号第8条、ガイドライ ン (法9条関係)) 宿泊者に対し、次の事項について、書面の備付けその他の適切な方法により説明すること(外国人に 対しては外国語を用いて行うこと)。 □ 騒音の防止のために配慮すべき事項 □ ごみの処理に関し配慮すべき事項 □ 火災の防止のために配慮すべき事項 □ そのほか、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

## 法第10条 苦情等への対応 (ガイドライン (法10、36条関係))

- □ 周辺住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に対応すること。
- □ 深夜早朝問わず、宿泊者が滞在していない間も常時、対応すること。
- □ 注意等を行っても改善されないような場合は、退室を求める等、必要な措置を講じること。
- □ 住宅宿泊管理業者に管理業務を委託している場合、周辺住民からの苦情を受け、管理者が現地に 赴くまでの時間は30分を目安とすること(交通状況を勘案しても60分以内)。

### 法第13条 標識の掲示(ガイドライン(法13条関係))

- □ 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に所定様式の標識を掲げること。
- □ 公衆の見やすい場所とは、例えば一戸建て住宅であれば、届出住宅の門扉、玄関等の概ね地上 1.2 ~1.8mで、公衆が認識しやすい位置が望ましい。
- □ 標識は、屋外に掲示するものであるため、雨風に耐久のあるもので作成又は加工することが望ま しい。
- □ 所定の様式には届出番号を記載する欄があるため、保健所から届出番号の通知があるまでは当該 標識を掲示することはできない(掲示ができない状態で営業をすることはできない)。

# 法第14条 姫路市長への定期報告(ガイドライン(法14条関係))

住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに毎年2、4、6、8、10、12月の15日までに、それぞれの月の前二月における次に掲げる事項を姫路市長まで報告すること(基本的に民泊制度運用システムを用いた電子報告)。

【届出住宅に人を宿泊させた日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別の宿泊者数の内訳】

### 法第3条第4、5、6項 変更の届出(省令2号第5条)

届け出た内容から変更があった場合や事業を廃止したときなどは、変更があった(廃止した)日から 3 0 日以内にその旨を姫路市長まで届出をすること(基本的に民泊制度運用システムを用いた電子申請)。

# 法第36条、第40条 住宅宿泊管理業務の実施と定期報告(省令65号第21条、ガイドライン(法36条、法第40条関係))

法第5条から第10条までの規定は、住宅宿泊管理業者に準用し、管理業務の実施状況等を定期的に 住宅宿泊事業者に報告すること。

#### 業務改善命令(法第15条)

姫路市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### 業務停止命令等(法第16条)

姫路市長は、住宅宿泊事業に関し法令又は法第15条の規定による命令に違反したときは、業務の全部又は一部の停止 等を命ずることができる。

### 罰則規定(法第73条)

法第16条の規定による命令に違反した者は、6ヶ月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを 併科する。

### 指導及び公表 (条例第5条、第6条)

姫路市長は、事業の事前周知を行わなかった場合、条例の制限に反して事業を実施した場合は、必要な措置を講ずるよう指導することができ、指導に従わない場合は、事業者の氏名、届出住宅の所在地等を姫路市ホームページで公表することができる。

※ 法:住宅宿泊事業法 省令2号:平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号 省令第65号:平成29年国土 交通省令第65号 省令117号:平成29年厚生労働省令第117号 ガイドライン:住宅宿泊事業法施行要領